

令和元年5月8日

全学学類・専門学群代表者会議  
座長団 各位

平成30年度議長 四家 武彦

令和元年度議長団選挙に関して

令和元年度全大会議長・副議長の選挙を、学長決定「筑波大学の学生組織等について」、及び副学長決定「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」に基づき、以下の手順で行います。

記

【議長選挙】

1. 候補者を募る。
2. 候補者ごとに演説を行う。
3. 全員の演説後、質疑応答を行う。
4. 立候補者が1名の場合、信任投票を行う。
5. 立候補者が2名以上の場合、投票を行う。(1人一票)
6. 過半数以上の得票者がいる場合には議長として選出をする。
7. 過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決選投票を行い、議長を選出する。

【副議長選挙】

3. ここまで同上。
4. 立候補者が1名または2名の場合、信任投票を行う。
5. 立候補者が3名以上の場合、投票を行う。(1人一票)
6. 過半数以上の得票者がいる場合には副議長の1人目として選出し、8.へ。
7. 過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決選投票を行い、副議長の1人目として選出する。
8. 副議長1人目を除いた残りの候補者による演説を行い、投票を行う。(1人一票)
9. 過半数以上の得票者がいる場合には2人目の副議長として選出する。
10. 過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決選投票を行い、副議長の2人目として選出する。

- 信任投票について

「信任 / 不信任 / 保留」のいずれかに投じることができる。信任が過半数の場合、議長あるいは副議長として選出される。また、不信任が過半数の場合は今年度の議長団選挙へは立候補できない。

- 白票について

記入ミスあるいは事故により生じた票として、出席者数には数えるが、無効票として扱う。

そのほか、選挙実施に関する事項については、本日の司会進行役である平成 30 年度議長の四家より適宜指示を行う。

以上